

令和2年7月2日

質問者 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（地域防災担当）

2020年6月23日付け「公開質問書」により質問のありました件につきましては、以下のとおり回答いたします。

内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置している。国（内閣府及び関係省庁）は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行っている。

また、国（内閣府及び関係省庁）及び地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の「緊急時対応」が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認している。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告している。

なお、「女川地域の緊急時対応」については、防災基本計画に基づき今後も女川地域原子力防災協議会を通じて、訓練による検証、検証結果を踏まえた改善等を、政府を挙げて行っていく。

以上